(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県食品の安全・安心条例(平成26年長崎県条例第59号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第1号 によるものとする。

(勧告の通知)

第4条 条例第17条第1項に規定する勧告は、様式第2号により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第17条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を長崎 県公報又は県のウェブサイトへの掲載その他知事が適当と認める方法 により行うものとする。

生産者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)

条例第 15 条各号に該当する事実

勧告の内容

その他知事が必要と認めるもの

(問題発生時の申出)

第6条 条例第20条第1項の規定による申出は、様式第3号により行う ものとする。

(自主回収の報告)

第7条 条例第21条第1項の規定により自主的な回収に着手したときの報告は様式第4号により行い、当該回収が終了したときの報告は様式第5号により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
  - (人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例施行規則の廃止)
- 2 人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例施行規則(平成 16 年長崎県規則第 15 号)は、廃止する。

(表)

第 号

身分証明書

所 属

職

氏名

上記の者は、長崎県食品の安全・安心条例(平成 26 年長崎県条例第 59 号) 第 16 条第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

長崎県知事

印

(裏)

長崎県食品の安全・安心条例(抜粋)

(立入検査)

- 第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者から必要な 報告を求め、又は職員に農林水産物の生産活動の場所その他の必要な場所 へ立ち入らせ、若しくは検査をさせることができるものとする。
- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

―― 5・5センチメートル

## 勧告 書

番号年月日

住 所

氏 名 (法人の場合は法人の名称 及び代表者の氏名)

長崎県知事印

長崎県食品の安全・安心条例第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり勧告する。

記

- 1 勧告の対象となる事実
- 2 勧告の内容
- 3 特記事項

## 申 出 書

年 月 日

(関係機関の長) 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長崎県食品の安全・安心条例第 20 条第 1 項の規定に該当する食品等を(生産・製造・輸入・加工・調理・販売) しましたので、下記のとおり申し出ます。

記

該当する食品等の名称(商品名)	
関係法令	
関係法令に違反し、又は違反す るおそれのある事実及びその発 生の原因	
措置及び改善対策等	
備考	

注 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。

## 自主回収着手報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(生産・製造・輸入・加工・調理・販売)をした食品等について、自主的な回収に着手したので、長崎県食品の安全・安心条例第21条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

回収する食品等の名称(商品名)	
回収する食品等を特定する情報	
<ul><li>形態、容量、期限表示、製造番号</li><li>その他の表示事項</li></ul>	
当該食品等の写真があれば 添付して〈ださい。	
回収する食品等の	
販 売 (出 荷 ) 先、販 売 (出 荷 ) 日 及びその数量	
多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
製造等が行われた事業所の 名称及び所在地	

注 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。

	1 食品衛生法に違反するもの
回収の理由 該当する番号を で囲んでください。	(違反内容 ) 2 その他、健康への悪影響の未然防止の観点から (1) 衛生管理の不備による異常 (2) 健康上の被害が生じているもの (3) 行政処分を受け、その対象と同様の違反のおそれがあるもの (4) 農薬取締法、医薬品医療機器等法、飼料安全法に抵触するもの 3 その他  具体的に
回収に至った原因	
原因の究明に至っていない場合	
には、後日報告してください。	
想定される健康の影響	
回収に着手した年月日	
回収の方法	
周知の方法	
社告、ホームページの掲載等行う場合は、その内容を添付してください。	
問合せ先	
備 考 (当該食品等の保管場所、 回収を終了する予定期日等	

## 自主回収終了報告書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで報告した、下記の食品等の自主的な回収が終了したので、長崎県食品の安全・安心条例第 21 条第 1 項の規定により報告します。

記

回収した食品等の名称(商品名)	
回収を終了した年月日	
回収した食品等の数量 回収した食品等のロットが複数の場合は、 当該ロットごとの数量を記入してください。	
回収した食品等の保管場所	
回収した食品等の処分等の方法 及び予定期日	
再発防止のために講ずることとした措置	
	-

注 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。